

斜里町新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版

行動計画策定の目的 (P1)

新型インフルエンザ等が発生すると、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されています。国は、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるとしています。平成25年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（＝特措法）が施行され、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（＝感染症法）等と相まって、国全体として万全の体制を整備し、対策の強化を図ることとしており、平成25年6月に政府行動計画が策定され、10月に北海道行動計画が策定されました。そこで、斜里町においても、特措法、感染症法及びこれらの計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、斜里町全体の体制を整備するため、斜里町新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しました。

町行動計画の構成

I 計画の基本事項

- 1 計画策定の目的
- 2 これまでの経過
- 3 計画の策定

II 新型インフルエンザ等対策の基本方針

- II-1 新型インフルエンザ等の特徴
- II-2 対策の目標と戦略
- II-3 計画における発生段階の取扱い
- II-4 対策の基本的考え方
- II-5 対策実施上の留意点
- II-6 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等
- II-7 対策推進のための役割分担
- II-8 行動計画の主要6項目

III 各段階における対策

- III-1 未発生期
- III-2 海外発生期
- III-3 国内発生早期
- III-4 国内感染期
- III-5 小康期

発生段階毎に、
具体的な対策を
主要6項目で記述

【主要6項目】

- 1 実施体制
- 2 情報収集、情報提供・共有
- 3 まん延防止
- 4 予防接種
- 5 医療
- 6 町民生活及び地域経済の安定

【対策実施上の留意点】 (P8)

基本的人権の尊重	町民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限となるようにします。
特措法の性格	緊急事態措置は、どのような場合も講じるものではない。
関係機関との連携・協力	政府対策本部、道対策本部と緊密な連携を図ります
記録の作成・保存	町対策本部における対応は、記録を作成・保存・公表します。

【町の被害想定】 (P9)

医療機関受診者数	約 1,267 人～約 2,423 人
入院患者数	中等度 50 人 重度 199 人
死亡者数	中等度 12 人 重度 62 人

※上記の推計には、抗インフルエンザウイルス薬等による医学的介入の影響（効果）、現在の医療体制等を一切考慮していない。

【役割分担】 (P10)

国の役割	ワクチン、その他の医薬品の調査・研究と国際協力の推進。発生時、基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進。（緊急事態宣言）
道の役割	地域医療体制の確保。感染拡大抑制に関する的確な判断。（外出自粛要請、施設の使用制限要請などの実施）
町の役割	ワクチン接種。住民の生活支援。道・近隣市町村と緊密な連携。
医療機関	院内感染対策。医療資器材の確保。診療継続計画策定。地域の医療連携体制の整備。
登録事業者	職場における感染予防対策の実施。特定接種。重要業務の事業継続。
一般の事業者	職場における感染予防対策の実施。発生時、感染拡大防止のため事業の一部縮小。
町民の役割	新型インフルエンザ等の情報や対策等について情報を得る。マスク着用、咳エチケット、手洗い・うがい等の感染対策の実践。食料品・生活必需品等の備蓄。

【対象とする感染症】 (P3)

新型インフルエンザ	感染症法第6条第7項	新たなインフルエンザ
再興型インフルエンザ	感染症法第6条第7項	過去に世界で流行したインフルエンザ
新感染症	感染症法第6条第9項	その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

【対策の目標】 (P4)

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
- (2) 町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

発生段階ごとの対策の概要

状況の変化に相応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を示します。新型インフルエンザ等の発生時には、これらの段階における必要な対策を柔軟に選択し、実施します。

(P12～P21) 計画の主要6項目		各項目の主な対策	(P22～P38) 発生段階					緊急事態宣言が 発せられた場合の 緊急事態措置
			未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期	
		対策の目標						必要最小限の対策を 選択して実行
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関・庁内関係部局等の連携を確保し、一体となった取組み推進 特措法に基づく新型インフルエンザ等研究事態宣言が行われたときは、速やかに町対策本部を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 行動計画の策定見直し 初動対応体制の確立や関係機関等との連携情報交換等 業務継続計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> 情報の集約・共有・分析を行い初動体制等を協議 	<ul style="list-style-type: none"> 斜里町新型インフルエンザ等対策本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> 町対策本部の廃止 必要に応じて町行動計画の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 特措法第34条に基づく町対策本部の設置 道による代行 道または他市町村による応援等 		
情報収集、情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> 医療、事業者、町民の各々が役割を認識し適切な行動をとる為の情報共有 迅速かつ分かりやすい情報の提供 具体的な情報提供及び相談受付等の体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集・提供体制の整備 相談窓口等の設置準備 	<ul style="list-style-type: none"> 積極的な発生状況等情報収集 リアルタイムかつ双方向での情報共有・注意喚起 相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 積極的な発生状況等の情報収集 リアルタイムかつ双方向の情報共有の強化と状況把握 相談窓口等の体制充実・強化 	<ul style="list-style-type: none"> 積極的な発生状況等の情報収集 リアルタイムかつ双方向の情報共有の強化と状況把握 相談窓口等の体制継続 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波発生に備えた情報提供 相談窓口等の体制縮小 		
まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 個人及び職場における感染対策の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 個人及び職場における感染対策の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 感染対策の実践促進 水際対策に関する連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大防止対策の実践促進 職場における感染予防策の徹底促進 	<ul style="list-style-type: none"> まん延防止策の実践を強く促進 職場における感染予防策の徹底要請 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波発生に備えた拡大防止策の見直し等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 道が実施する外出自粛要請や施設の使用制限等への協力 	
予防接種	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種の実施 住民に対する予防接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種の準備実施 住民に対する予防接種の体制構築 	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種の実施 特定接種の情報提供相談 住民に対する予防接種の準備・実施 	<ul style="list-style-type: none"> 住民に対する予防接種の実施及び接種に関する情報提供の開始 	<ul style="list-style-type: none"> 住民に対する予防接種の実施及び接種に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 住民に対する予防接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 予防接種法第6条の規定に基づく住民接種の実施 住民接種の広報相談 	
医療	<ul style="list-style-type: none"> 医療提供体制の維持・確保 医療資器材の備蓄・整備 医療機関等への迅速な情報提供 在宅療養の支援体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 医療資器材の備蓄・整備 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関等への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関等への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関等への情報提供 診療体制の確保と町民への周知 在宅での療養する患者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の医療体制への変更 	<ul style="list-style-type: none"> 臨時医療施設の設置協力及び医療の提供 	
町民生活及び地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等への生活支援 遺体の火葬・安置 生活関連物資等の安定供給 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者の把握及び生活支援等の検討 火葬能力及び一時遺体安置施設等の把握検討 必要物資 資材の備蓄等 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者及び協力者への発生の連絡 一時遺体安置施設等の確保準備要請に伴う対応 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者に対する生活支援の実施 遺体の火葬・安置 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者に対する生活支援の実施 遺体の火葬・安置 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者に対する生活支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 水の安定供給 生活関連物資の買占め、売り惜しみ等の調査・監視及び供給確保等の実施 	

※緊急事態宣言 ～ 国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延等により国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼし、または、そのおそれがあると認められるとき、特措法第32条に基づき、政府対策本部長（内閣総理大臣）が行います。

